ワンストップ特例制度について

ワンストップ特例制度とは?

ふるさと納税ワンストップ特例制度とは、以下の条件を満たせば ふるさと納税の確定申告が不要になる制度です。

制度の活用により、主にサラリーマンなどの給与所得者は、

確定申告を行うことなくふるさと納税を行えるようになりました。

- ☑ ふるさと納税以外の確定申告が不要な給与所得者(会社員など)の方
- ☑ 1年間(1月~12月)でふるさと納税の寄付先が5自治体以内である方

※5自治体までであれば、寄付は何度でも行うことが可能です。

必要書類ってなに?

1. ワンストップ特例申請書

申請を希望された場合、「寄付受領証明書」とともに郵送します。

2. マイナンバーおよび申請者本人を確認できる書類

以下のA、B、Cのいずれかの組み合わせで提出してください。

A パターン

マイナンバーカードのコピー

表面+裏面の2枚



Bパターン

次のうちいずれか1点

- ・マイナンバー通知カードのコピー
- ・マイナンバーの記載されている 住民票の写し



次のうちいずれか1点

- ・運転免許証のコピー
- ・パスポートのコピー

Cパターン

次のうちいずれか1点

- ・マイナンバー通知カードのコピー
- ・マイナンバーの記載されている住民票の写し



次のうちいずれか 2点

- ・健康保険証のコピー
- ・年金手帳のコピー
- ・提出先自治体が認める公的書類のコピー

受付期間はいつまで?

申請書を、寄付の翌年1月10日まで(必着)に提出してください。

- * 寄附受領証明書に記載されている受領日(入金日)が、12月31日に間に合わなかった場合、税の控除を受けられるのは翌年分となります。
- *提出が間に合わなかった場合は、確定申告をする必要があります。